

イギリス史のなかの女性(1)

1300～1600

久留島 京子

まえがき

女性史は成立するの¹⁾か、という論争はすでに過去のものとなったようだ。今や数多くの女性史を私たちは知っている。私自身もイギリス女性史を書きたいという思いを長くあたためてきたのである。しかし、それにも拘らず筆をとってみると女性史と名のるにはあまりにもつながらぬものではない。あるのは状況だけだ、とまで極言する気はないけれども、やはり標記のような題名をかかげて時代をかぎって女性の状況をつなぐ試みをしたにすぎぬものとなってしまった。

本稿においては、14世紀から16世紀の、中世から近代への過渡の時代、いわばルネサンスの時代までを対象としたい。というのは、通常「イギリスに古代はない」といわれるような意味合いも含めて、イギリス固有の歴史を14世紀以後にみるからである。²⁾また、それをルネサンスの時代までとしたのは、1603年に終わるエリザベス女王の時代がルネサンスの盛期であり、17世紀以後の女性のあり方に影をおとす要因(ピュリタニズムの影響等)は、この時期に胚胎すると同時に、この時期との対比において一層よく理解されると考えるからである。

一般に、時代を遡れば遡るほど歴史に書かれている対象は社会の上立つ人間たちであり、下積みになってくらししている人びとは表に出て来ない。この点は男女の関係についてもいえるのであって、男性が社会の単位としての家族の長であるとき、そのかげにかくれた家族の一員としての女性はうかびあがって来ない。近代以前の歴史をひもとくとき、そこには殆ど男性の名前ばかりがあらわれており、女性のそれはかぞえるほどでしかない。しかも申し合わせたように、それらの女性は王侯貴族の身分である。彼女たちは、女性史の中に位置づけるにはふさわしくないほど、女性としてではなく、その生まれた身分のゆえに名をとどめるようになった場合がふつうである。なんらかの意味で傑出し名を残したこれら特異な女性は、むしろ単に女性として描かれてはならないと思われる。

従って女性の状況を一様に論じることはできない。身分階層が固定し画然としていたこの時代においては、それぞれの階層の中での独自の女性の位置づけがあった。むしろ、王室、貴族、ジェントリー、農民といった身分上の地位が女性のあり方をきめたのである。しかもそれは女性にかぎらないのであって、男性もまた一個人としてではなく、彼の属する家族、その血統によって生き方が決定されていた。そこでまず、家族の中における女性、というよりも、この時代の家族そのものの考察からはじめたい。

(1)

この時代の家族は、現在ふつうにおこなわれているような「住居と家計を共にする血縁のりびと」という枠づけでくることができない。それはむしろ世帯 *household* ともいうべき、ひとつ屋根の下に住むすべてのりびとを意味したのである。住込みの召使が今日のように珍しいことではなかったから、貧しい世帯は別として、血縁外の使用人を含むことが多かった。³⁾従って血縁の有無を問わず住居と家計を共にしているかぎりすべて家族として包摂されていたのである。

公権力が無力であった社会では、村落レベルでの社会統制のためには、世帯の長によって統率される家族は、極めて重要な存在であった。更にそれは、徴税のための基礎的単位でもあった。そして家族の中に包み込まれて生きてゆく成員たちは、家長に法的にも道徳的にも従属していたのである。こうした家族であってみれば、のちに選挙権の拡張が目ざされたとき、それは家長だけの問題であり、どんなレヴェラーズであっても、女性や子供たち、召使にまで拡張すべきだとは思いつかなかつたとしても、異とするに足るまい。

しかし、女性の地位に関しては、或意味では意外に低くなかつたともいえる。伝統的社会にあっては、血統への個人の関係が重い意味をもち、それによって上下の身分が区別されるのであるから、家長の妻の地位にある女性は、夫の不在時、或は死後に、夫の地位を占めること

はその身分からして自然なのであった。

女性の状況のみでゆくという当面の課題からいえば、こうした広い意味での家族の中にある、狭い意味での家族、いうところの核家族のあり方に焦点を合わせる必要がある。17、8世紀の家族が閉鎖的で私的なものであったのとは対照的に、この時代、すべての階級に共通する家族の顕著な特徴は、その開放性であった。それは家族個人の成員にみられるだけでなく、「核家族自体が甚だしく外部志向的」⁴⁾だったのである。

しかし、その外の力は階級により違っていた。上層の人びとの間では、親類と「殿様」がそれであり、農民や職人、労働者にとって外の力は、主に隣人たちであった。いずれの場合でも、社会の場で核家族が自らをはっきりと区別するような境界線をもっていなかったのである。私たちの社会で核家族のもつ多様な機能や核家族に集中しているもろもろの感情は、その周辺をとりまくものたちとわかち合われていたわけである。

上流階級においては、核家族は血統と親類の濃密なネットワークの中心にあって、それ自体はゆるい凝集力しかもたなかった。そして核家族に対する親類の影響力の程度は、社会身分によって異なっていた。財産と地位が大きければ大きいほど、また、その家が由緒正しいものであればそれだけ、家族とその日常生活への親類の関与は一層甚だしくなるのであった。何故なら、彼らにとって共通のはるかな祖先に由来する財産や地位の保持、強化、譲渡は、一族にとって重大な関心事であり、それを左右するのがメンバーの結婚と相続だったからである。

このように親類がいわばひとつのコミュニティであり、その中の家族は独立した単位とはみなされず、いろいろな意味で親類関係によって影響され、相互に働きかけあっていた。こうした中では、結婚もおおのずから当事者個人ではなく、家族と親類が全体としてきめるものとなる。「財産と勢力」こそが結婚をまとめる際の最優先事項であり、また地位と身分を鋭意識する社会での最大の恐れは、自分自身より低い身分、より小さな土地しか所有しない一族との結婚によって自らの社会的価値の低下を来すことだった。

土地所有者家族の当主は、その家族の土地のいわば、「一時的管理人」のようなものである。長子相続のしきたりによって長男であるが故に家長となり、財産の大半は彼のものとなる。しかしそれは同時に他の兄弟姉妹たちにとっては財産分配の制限を意味するのだから、彼らは父親や長兄の慈悲にすがらざるをえない。このことが親や子供たち双方の行動や性格に影響を与え、彼らの関

係をもまた支配する大きな力となったことは想像にかたくない。

それにこの当時は人口学的不安定がすべての家族を一律に脅かしていた。幼児死亡率が極めて高かったから⁵⁾、家長である父親にとっての重要な関心事は相続人を早く結婚させることであった。事実、二、三男の五分の一は生涯独身にとどまっていたのに対し、相続人となったものの殆どは、常に結婚している。彼の第一の義務は男のあととりをつくることだったからである。

(2)

すでにのべたような状況の中で、結婚は家族の目標達成に沿って行われざるをえなかった。男の血筋を確保することが主要な目的であり、少なくともひとりの男の子が結婚年齢まで生きることをおねがって、多数の子供をもうけたのである。

更に結婚はまた、それを通して一層多くの財産を得たり、政治的な同盟を結ぶことを可能にしたから、資産のある有力な家族との縁組が熱望された。しかし、有利な結婚のためには多額の費用を要したので、長子相続を優先するなら他の子供たちは犠牲にされざるをえない。二、三男は軍人や聖職者等となって自活の道を歩み、娘たちは女子修道院へ送りこまれることが少なくなかった。カトリック教会によって称揚された純潔の理想は、女子修道院の存在に神学的、道徳的な正当性を与えたから、父親によって追い立てられた上流家庭の娘たちは、そこに収容されることになったのである。

修道女とならずに嫁ぐ場合、彼女たちは相当な費用で社会的に釣合うところに片付けられねばならなかった。相当な費用、というのは持参金が必須のものだったからである。この持参金制度は限嗣相続、長子相続と並んで、イングランドのあらゆるレヴェルの有産階級にみられたものである。花嫁のもたらすこの持参金は直接花婿の父にわたり、それは往々にして彼自身の娘を嫁がせる際の持参金となった。その代りに花婿の父は、嫁に対して寡婦産を用意し、彼女が夫より長生きして寡婦となった時の生活を保障した。

このように結婚は常に花嫁の家族から花婿の家族への相当量の財産の移譲を意味したから、それはおのずから同等な経済階層内での結婚、即ち高率の階級内婚をもたらした。そしてまた、家長に子女の結婚を支配する大きな力を与えることにもなった。彼だけが娘たちに必要な持参金を支給し、また息子の嫁に寡婦産を保証しえたからである。更に、二男以下の息子たちも、彼のなさを

あてにせざるをえなかった。こうした条件下では、結婚は当事者自身によるというより、むしろ親たちによってとりきめられるのが自然のなりゆきであった。だから自分の子供が誰と結婚しようが、自分自身の手金はいりさえすれば大して気にしない親たちも多かったらしい⁶⁾。

ジェントリー以下の人びとの場合でも、いかに小さくとも土地もちである限り、結婚と相続は財産の保持と血統の影響力をひろげてゆくことを目指して行われた。そして親類からの圧力にさらされてはいたが、その程度は上流階級に比べれば小さいものであった。

これに対して、無産階級は全く別だった。彼らは血統や地位などは全く念頭になく、子女の結婚に対する支配力も極めて弱かった。子供たちの殆どは7才から14才位の間に家を出て、どこかの家庭の住込みの召使となるか、農業労働に従事するか、或は親方の家で年季奉公をするか、というのがふつうだった。従って早いうちに生家の直接の支配を脱して、10年乃至15年のちになって結婚する時には、配偶者を選ぶ自由をもった。いずれにしても無産階級の結婚では、貨幣も土地もその所有者を変えることがなかったから、それに干渉する誘因もかぎられており、家族や親類の関心事とはならなかったのである⁷⁾。

(3)

このような家族と親類との関係の中において、結婚は「家族の策略」(Stone)によってきめられたのである。娘たちが政略結婚の具とされた、という表現はよく用いられるが、こうした状況の中では、とりわけ上流階級の場合、息子も娘も、男も女も、同じように政略の道具であった。結婚は当事者の合意の上というより、むしろ常に協定の結果だったのである。つまり、「二家族間の経済的取引、或は政治的同盟」であったから、その成立のためには多様な道すじがあったにせよ、それがひとつの契約であったという点は共通している⁸⁾。

こうして成立する夫婦の間において感情的な関係は二の次であり、しかも富裕な家族であればあるほどその傾向が強かった。彼らは大きな邸に住み、ベッド・ルームは別であり、各自の召使をもって、二人だけでいることはあまりなかった。夫も妻もまず第一に全体として機能する大きな世帯のメンバーとして存在した。それに当時の高い死亡率は乳幼児を育ちにくくさせたばかりでなく、多くの成人からも結婚生活の伴侶を奪い去った。最後の子供が巣立ったのちに夫婦そろって1~2年以上生存する割合は50パーセント以下であった。こうした中で夫婦はただ「生殖と養育」の機能を果たすものでしかなかった

たとしても異とするに足るまい。また、夫と妻ばかりでなく、親と子の間も疎遠であり、一般に濃密な愛情はごく稀にしか存在せず、また、それがはっきりと表出されることもなかったのである。

このようにみえてくると、何か索漠とした感懐をもってこの時代を眺めざるをえなくなってしまう。しかしそれは近代西洋文化に拘束された先入見のなせるわざかもしれない。その先入見とは、結婚の二分法である⁹⁾。即ち、利益(金銭、地位や権力等)のためのものと、愛情(愛、友情、性的魅力等)のためのものとはっきりと結婚を二分してしまい、前者を道徳的に非難すべきものとする考えである。この時代にはそうした二分法は存在しなかったものであり、もし分けて考えたとしても、愛は利益に比べて二次的なものでしかなかった。また、心の通わぬ性関係は不道徳であり売春の一形態だとする見方も、近代社会のものである¹⁰⁾。更に、自律の観念など存在しなかった時代を対象とするとき、個人による幸福追求こそ至上のものだという前提を以てながめることも先入見になるかもしれない。

恋愛と結婚は別のものであり、結婚は一族の勢力拡大のチャンスを与えるものであったから、いろいろなかたちで当事者は犠牲にされた。司祭に抱かれて、なだめすかさねながら5才の花嫁と結婚式をあげた3才の男の子。父親によって結婚相手をきめる権利を売り渡される幼い子供。やつれて醜い50才のやもめ男に嫁ぐのをいやがったため、頭が2、3ヶ所裂けるほどに3ヶ月にわたって母親からなぐりつけられたという娘¹¹⁾。こんな例はいくつでもあげることができるのである。この時代においては、女性にとっても同様、男性にとっても結婚が正当化されるのは、それが実際に一族の利益に寄与するかどうかという点にかかっていた。ということはまた、一方ではロマンティックな愛や恋情は東の間のものにすぎず、結婚を成立させるための非合理的な根拠でしかないとして、つよく非難されたのである。

しかし、従来の画一的な見方を改めようとするあまり、男女とも同じ状況の中にあつたということを強調しすぎてはならない。あくまでも家督をつぐのは男性であり、また観念の上で女性がおとめられていたこともたしかである。キリスト教が人びとの精神をふかく支配していたこの時代を対象とするとき、教会の説く女性観や結婚観をぬきにしてかたることはできない。

(4)

すでにのべたように、結婚はひとつの契約だと考えら

れた。いくつかの段階をへて、それははじめて社会的承認をうけるものとなっていたが、教会法規に秘蹟として定められるのは教会が最盛期を迎える13世紀ころである。婚姻を含めて、洗礼から終油にいたる七秘蹟は、すべての人を一生にわたって教会の支配の下におくことでもあった。教会が婚姻の適否を決め、許可を与える立場にあるということは、またキリスト教の倫理をもって社会道徳を規制することを可能にしたのである。

いうまでもなくキリスト教は禁欲主義を最善と考える。肉欲は本来不浄であるから、婚姻それ自体に価値は認められない。「男の女にふれぬを善とす。されど淫行をまぬがれんがために、男はおのおのその妻をもち、女はおのおのその夫をもつべし……………婚姻は胸の燃ゆるよりも勝ればなり」(コリント人への手紙Ⅰ、七の1～9)ということは、性は罪であるがそれは救済しなければならぬ。婚姻は必要悪だからである。そこで婚姻が成立するためには、教会によって秘蹟をうけることが必要だとされるのである。

独身を特に肯定も否定もしなかったと考えられるイエスに対して、はっきりと禁欲主義をとるパウロはまた、原罪を極めてつよく意識した人でもある。独身こそほむべきことであり、性は罪とされるとき、アダムをそそのかせて罪を犯させたイヴ——女性が、あらゆる罪の根源なのである。このパウロの禁欲主義をもっと厳格に押しすすめていったのが後につづく教父たちである。彼らの中には自ら去勢を行った者さえあり、結婚は冒瀆的で不純であるから、たとえ人類が滅んでも独身は選ばなければならぬとまで極端に性を痛罵した者もあった。女性をもって「必要悪、生まれつきの誘惑、願わしい禍、家庭的危険、魂を地におとす魅力、化粧をほどこした害悪」などというのである。¹²⁾情熱的な恋愛は罪であり、¹³⁾その墮落の源である女性は卑しめられる。この価値なきものに対しては、「女は静かに、従順に」(テモテへの手紙Ⅰ、二の11～12)ただ「黙っていよ」というばかりでなく、次のように説かれるのである。「妻たる者よ、主に服うごとく己れの夫に服え。キリストの体の救主にして教会の首なるごとく、夫は妻の首なればなり。教会のキリストに服うごとく、妻もすべてのことを夫に服え。」(エペソ人への手紙、五の22～25)

しかし女性をいかにおとしめようとも、結婚は「必要悪」なのである。聖書の言葉がくり返しもち出され、それが重さをもつことはあっても人が結婚し、家族をつくり、子供をうみ育てて社会生活がなりたつ以上、結婚や家族を否定し去るわけにはゆかない。社会統制の単位と

しての家族の重要性は、教会も国家とともに認めざるをえないから、結婚をすべてのものの源として位置づける。16世紀の神学者たちは、結婚について「神御自身によって国家と教会における他のあらゆる生活の源であり温床であると定められたもの」といわざるをえないのである。そして観念の上ではどのようにとらえられようとも、現実社会での家族のあり方が、そこでの男女のかかわり方を規定してゆく。世帯員の半分は女性であり、その状況次第では、男の代りに、或は「男の首」ともなり、一家の主要な働き手であった女性の姿をもみるのである。次に私はこの時代に女性が現実にも果たしていた社会的役割をながめてゆきたい。

(5)

キリスト教の立場からすれば、このように男性に対して低められた女性共通の位置づけがある。しかし、身分階層の違いによって人びとの生活に大きなへだたりが生じていたこの時代、女性一般の状態を論じることはむづかしい。ただ、そのおかれた身分の差はあっても、それぞれの場において、女性たちは父親や夫の仕事を手助けして働いていた。

最も上層の貴婦人たち、貴族、領主の妻たちは、その身分にふさわしい敬意を払われたばかりでなく、実際に権威をもって活動することが少なくなかった。封建的な社会体制は、土地所有を基盤として構築されていたから、土地所有者であるかぎり、女性も重要な地位を与えられた。結婚するときの持参金は夫の手に移るが、夫が死亡すれば、寡婦産として夫の土地の三分の一を所有する権利が与えられた。

それだけでなく、領主の館のように大きな世帯をとりしきってゆく貴婦人たちは、家政の範囲内では最高の支配権をもっていた。しかし、多くの使用人を統轄し、万事を適切に処置することは相当な判断力と指導力を必要とするものであった。

この時代でもなお、殆どの生活必需品は領地内でつくられていた。パンもエールもバターもチーズもベーコンも自領の産物をもとにした自家製であった。食物だけでなく、館に住む人びとの衣類も、それを紡ぎ、織り、裁断して仕上げるまで、外の産業が発達してきても、ある程度までは領主の妻の管理下で行われた。また、自分の領地でできない物は、それを必要とする何ヶ月も前から必要量を慎重に見つめて、信用できる商人に一々注文しておくのも彼女の仕事だった。その中で、たとえばフランス産のおどろ酒、地中海沿岸地方にできる砂糖、香

香料、オレンジ、なつめやしの実、上等の織物等はどうしてもそろえておかなければならない品々であった。¹⁴⁾

なるほど召使は安く使えて数も多く、しかも従順に働いてくれたであろうが、しかし、このような世帯の切り回しは並大抵の仕事ではなかったであろう。その上、時には純家庭的な範囲をこえて、一家の訴訟事件や事業にも一役買ったことさえあったらしいから、当時の貴婦人は並々ならぬ管理能力を発揮したのであった。

貴族、領主の妻だけでなく、都市の富裕な商人たちも同様であった。それでは、もっと下の階層の妻たち、即ち、使用人の上に乗って管理する責めなどもたないかわり、自ら働かなければならない人びとはどうだったのだろうか。下層階級では、男女を問わず子供の時からそれなりの仕事をうけもちながら育った。婦人労働と同様、幼児の労働も産業革命の後にはじめて出現したわけではない。子供たちは家業を手伝うのでなければ、年季奉公に出されたのであるが、女の子の場合は女中奉公が多かった。そして結婚すると、夫の仕事を助けるのがふつうであり、農民の妻となれば畑や牧場で夫と共に働き、その上、紡ぎ、織る、という作業も行ったのである。当然のこととして家事は彼女の肩にかかっていた。職人の妻の場合、夫の職業とは別の仕事に従事することも少なくなかったが、夫の仕事を助け、また夫の死後は家業をひきつぐことも多かった。

この時代に女性の従事した職業の範囲は非常に広がった。肉屋、蠟燭屋、金物屋、網製造業、帽子製造業、靴屋、手袋屋、小間物商、財布製造業、皮革商、製本屋、金鍍金屋、ペンキ屋、絹織業および刺繍業、香辛料商、鍛冶屋および金細工業等々で、「女性の姿の見られない職業など殆どなかった」ほどである。¹⁵⁾

しかし、本来排他的なギルドの中で、女性が正式なメンバーとしてみとめられることは稀であった。その理由については、さまざまな見方があるが、母性保護の見地から或種の仕事が女性にとって過重であるとか¹⁶⁾、或は競争者として特別に女性を排除するという理由からではなかった。当時のギルドの規則や布告の中に、従弟訓練をへていない者は、何人といえども使ってはならない、としているにも拘らず、「組合員の妻や子供」だけは除かれていることからそれはうかがわれる。即ち、少数の徒弟や日雇職人をかかえているにすぎぬ親方職人にとって、仕事をうまくやってゆくためには、身近にいる妻子はきわめて重宝な存在であった。一般に女性がギルドから就職制限を受けることになっても、登録された親方職人の妻や娘は例外とされたことは、彼女たちが手近で便

利な労働力として必要であったからである。しかし、だからといって妻や娘たちが徒弟訓練をへて一人前の職人になることがなかったのは、世帯の一員として家長を助けてゆくという、妻の位置づけが示されていることなのである。つまり生産と消費の共同体としての家族の中で、消費生活の中心としての役割を担わされると同時に、生産の場においても補助的労働として仕事にたずさわることが妻に要請されたのである。

先にのべた貴婦人たちのとりしきった家政管理は、もっと直接的かつ具体的なかたちで、これらの階層の女性たちによって果たされていた。そこでの消費生活は、それだけでも一日中追いまわされるほど多岐にわたる労働を必要とした。ふつう家庭の主婦の仕事といわれるものに加えて、紡ぎ、織り、晒し、すべての衣類を自分で仕立て、石鹸を煮、蠟燭を作る、といった具合に日常生活の必需品の多くが彼女たちの手によって供せられた。これは農作業を手伝う女性にも共通のことであるが、女性たちは家事労働にたずさわりながら、「父親か夫の補助者 (Assistant) または協力者 (Partner) として、手工仕事を手伝う以外に就業の機会是与えられなかった」のである。¹⁷⁾

(6)

女性に対するこのような社会的期待は、おのずから女子教育に反映されることになる。中世から近代にかけての教育全体の中で、女子のそれを眺めてゆきたい。

この時代の教育の中心は教会であり、最も古いのが修道院によるそれであった。本来、修道僧になるための少年の訓練を目的として肉体労働を課したものが、その後次第に読み書き、歌唱を教えることに拡大されていったのである。そして、こうした教育は司教座聖堂を中心とする教会群によっても行われ、歌唱学校や文法学校がもうけられるようになっていった。

聖職者の生活は、ラテン語を単に読むことばかりでなく、それを理解し、使用する能力をも当然必要としたから、ラテン語文法、芸術や神学などのより高度な分野を含むものまで、さまざまな程度の学校の発達をみたのである。従って学校には聖職者になろうとするものが主として行ったのである。15世紀ころまでは、机上の学問や読み書きはそれ自体の価値をみとめられていなかった。上流階級の家では、その子弟に宮廷の作法、踊りや歌唱、武術や狩りを身につけさせることに力がおかれていた。¹⁸⁾

1490年代になってイタリアから帰国した人びとによ

るヒューマンイズムのひろがり、印刷術の改良はこのよう
な状況に変化をもたらした。とりわけ宮廷を中心とし
たイギリス・ルネサンスの開花とヘンリー八世による宗
教改革は、上流階級の教育に少なからぬ影響を与えた。
彼ら及び上昇志向をもつ人びとの間で古典的教養重視の
風潮がひろまったのである。そしてまもなく行われた修
道院廃止（1536、39）は、世俗的な管理機関による文
法学校の簇生をうながしたのであった。

文法学校でラテン語を学ぶことは当時あって少なから
ぬ意味をもっていたのである。ラテン語は単に聖職者
に必須の教養であったばかりではなくなった。王の宮廷
ではばをきかせるためにも、役人になって出世するため
にも、また法律家や医師になるためにも、それは広い利
用価値をもつものとなった。「ラテン語に通じていると
いうことだけで、青年たちの前にはいろいろの専門職的
な、知的、ホワイトカラー的な職業への道が開けていた」
といっても過言ではなかったのである。また貴族
やジェントルマンたちにとっては、ラテンの詩文につ
いてかたりうるものが「彼等にふさわしい身の飾り」で
もあった。¹⁹⁾

一方、民衆に初等教育の場を提供したものに礼拝堂学
校とよばれるものがある。これは裕福な個人による私設
の礼拝堂に専属の僧侶がいて、彼らがその合唱隊に加
える少年たちのために歌唱や読み書きを内職として教
えるものであった。僧侶自身の教養の程度からして、こ
での教育はごく初歩的なものでしかなかったが、礼拝堂
令による解散まで二世紀近くわたってかなり普及して
いた。しかし、これとて費用がかかるものであったから、
下層階級の子供たちには無縁のものであった。

一般に、16世紀ころまでは子供がどんな風にして育
てられたかについて判然としないが、乳幼児の死亡率が
高かったから、貧富を問わず育つ子供の割合は少なかった。
子供ばかりでなく大人の寿命もまた短かったので、親
は早く子供たちを一人前のものとして扱おうとした。「大
人とはちがう子供の世界」という認識はなかったし、子
供は大人の中にたちまじって懸命に生きることを迫られ
た。とくに下層では、都市であれ、農村であれ、子供
たちは年長者と共に、家の中、或は町や村の通りで遊
んだり、何か仕事を手伝ったりしながら、生きるために
必要な知識や技能を、それぞれのおかれた場で学んで
いった。彼らが学校教育からはじき出されていたのは、
学校の費用を払えなかったことにもよるが、それを受け
ようとする動機をもたなかったからでもある。学校教育は
彼らに殆ど利益をもたらさなかったし、また子供たちの
稼ぎや

労働を親たちが捨てられなかったからでもある。

下層階級の子供たちに初歩的な教育を与えたのは、一
部の礼拝堂学校であったが、英語が国語になるにつれ、
国語を教える初等学校があちこちに来てきた。ABC
学校といわれるものがそれである。いずれも小規模な私
的経営のものであり、授業料も比較的安かったようであ
る。学校へゆく場合、5～6才からのことが多かったが、
家族の資力や学校までの距離などによって、出席の仕
方もちがっていた。女の子も男の子と同じように通っ
ていたが、そこでの課業はごく程度の低いもので、せい
ぜい読むことと数えることくらいであった。²⁰⁾大抵1年
か2年しかゆかなかつたが、親たちは娘を通わせるこ
とについては息子よりも消極的でしかなかった。そして
たとえばはっきりと法令によってではなかったにせよ、
しきたりや文法学校から女の子たちはしめ出されて
いたのである。この時代に、女子教育に寄与したのは
修道女たちであった。

(7)

修道院と同じ様に、それぞれの女子修道院は新参者
の教育をそこで担っていた。しかしその殆どは規模が
きわめて小さかったし、そこに入るためには相当な費用
が必要であったから、修道女になるのは良家の子女に
かぎられて、その人数は少なかった。ある概算によれば、
1200年ころから宗教改革期にかけてイングランドには
常に140から150くらいの子修道院があったが、その
在院者数は黒死病流行前のピーク時でさえ3300人、
その後には2000人そこそこになっていたという。²¹⁾

このように、修道院に比べると女子のそれは規模も
小さかったし、財政的にも逼迫していたが、何よりも
大きな違いは、学問レベルの低さであった。女子修道
院は中世以来、学校教育に相当するものとしては、女
性に提供された唯一の場であったし、そこでの生活が
少なからぬ数の学識ある修道女たちをうみ出したこと
はたしかである。しかし、この時代の女子修道院には
知的雰囲気は殆ど消滅していた。修道女たちは、聖
務日課に必要なラテン語を読むことと歌うことしか
できなかったし、それ以上の文法的理解力をもつこ
とは期待されもしなかった。ラテン語は、当時あ
っても学習をすすめるために必要な道具であつた
が、修道女たちの間では、14世紀に入るところには、
ラテン語にかわってフランス語が、そしてその世紀
の半ばをすぎるところには英語がとってかわるので
ある。だから司教たちは、修道女に手紙をおくる必
要があると、フランス語なり、英語なり、その時の

国語で書かねばならなかった。もしラテン語で書いたとしても、それが修道女たちにわかるように、当然、翻訳されるものと考えてのことだった。

また、信仰生活に身を捧げる修道女たちはまれとなり、風紀もかなり弛緩していたようである。ヘンリー八世による修道院の解散より半世紀も前、40年間に八つの女子修道院が閉鎖されたが、たとえばそのひとつは修道女たちが「怠慢で無思慮、放縦の傾きがあり淫逸である」ことを理由としている。これは特別な例であるとしても、一般に信仰とはかけはなれた生活をおくる修道女が多く、祈祷さえもさぼったり、また早口で、或は間をぬかしていつてしまったり、時には課業が終わらぬうちに逃げだしたりするものもあった。そして、修道院の規則を守らず、派手な衣裳を好み、禁じられている小動物を飼うことに夢中になっていたものも少なくなかった²²⁾という。

それにしても上流階級の女性にとって女子修道院入りは結婚にかわるものとして非常にのぞましいことであった。彼女たちに教育と安住の場を与えたことはたしかだからである。しかし、下層階級にとっては無縁であった。何故なら、そこに入るための費用が払えなかったばかりでなく、村でも町でも女性の手を必要とする仕事が日々彼女たちを追いかけていたからである。

女子修道院の果たしたもうひとつの役割は、子供たちを寄宿させて教育にあたったことである。司教たちは難色を示したらしいが、修道院側にとっては財政軽減のために必要な手段であった。子供——主として女の子であったが、男の子も同じ様に受け入れた——の人数ははっきりしないが、平均9人か10人、或はそれよりもっと少ないこともあった²³⁾。たしかな記録のある最大の子供数は、1400年、*Stixwold Priory* に18人、1536年、*Winchester* の *St. Mary Abbey* に26人、1537年、*Polesworth* に30~40人等である。財産と身分がここでも入るための基準であったから、当時このような教育を受けることができたのは修道女と同様、ごく上層の一部の子供たちでしかなかった。

そこで行われた教育は、教える立場にある修道女たちの教育達成度によっておのずから条件づけられた。それはせいぜい国語を読むことだけで、時に書くことも加えられるという程度であった。行儀作法と修身。ぬいものに刺繍。そして多分医学の初歩、宗教的知識。それに家政の技術——。こうした内容であったが、これらはその後数世紀にわたって同じ階級の少女たちが殆ど変ることなく教えられつづけるものでもあった²⁴⁾。

それにしても、大部分の者たちは捨ておかれたのだら

うか。修道院で教育されない少女たちは、礼拝堂牧師や身近な知り合いから何となく学んでいったこともあったろうし、公立の初等学校にゆくこともあった。イタリーやフランスに比べれば数は少ないが、そこには何人かの女教師もいたらしく、記録されている最も古い名前として、1404年、ボストンの *Matild Maresflete* があり、また他にロンドンに二つの例もある。いずれも「女教師」(*Magistra scholarum*)と記されている。しかし、これらの女教師が占めていた地位や、教えを受けた少女たちの年齢や素性については不明である。

大半の女性にとっては日々の家庭生活の中での重荷に耐えることで精一杯であり、ふつう文字を学ぶことはなかった。文字が読めることによってなにがしか得るところがあるのは富裕な良家の女性たちであった。無聊をかこつとき、詩や小説をひとりで読めることは大変にみちたりた余暇の享受の仕方となった。また資産家の妻たちにとっては、夫の不在中、或は死亡後、寡婦となって自ら仕事にたずさわって重責を担うことになっても、読むことができれば、少なくとも夫からの指図の手紙や使用人の報告書等の理解を可能にした。それなしには財産の適切な管理は困難であったから、読めるということは彼女たちに大きな力を与えた。

(8)

16世紀になって、教育が教会の支配から次第に脱するようになって、正規の教育機関は女性に対して開かれていなかったから、数を増してきた文法学校にも大学にも入ることはできなかった。この時代の学校教育の目標は功利的であり、それは主として聖職、政治、商業の三領域における有用な人材の養成に向けられていたので、その方面に道が開かれていない女性の教育は浪費だと考えられたのである²⁵⁾。

但し、名門の娘たちは別だった。その身分にあっては、個人教授というかたちで、女性もまた男性と同じ様に最高の学問をうける機会にめぐまれていたのである。先にのべたように、ルネサンスの開花は宮廷人たちに古典的教養で身をかざる風潮と、そこに仕えようとする者たちの学問へのつよい傾斜を生み出したのであった。宮廷とそれをとりまく上流階級では娘たちにも高い教育をうけさせることが流行となった。

ヒューマニストとして知られるトマス・モアは、「ユートピア」の中で女性の地位に関してはやはり男性に従属したものとしてはいたが、しかし、男女に同等な教育を与えることを主張している。そして彼の娘たちに、当

時としては最高の教育を受けさせたのであるが、中でも長女マーガレット (*Margaret Roper*, 1474~1535) は古典の学にすぐれていたことで知られている²⁶⁾。また、スペインのヒューマニストであり教育学者としても著名なヴィーヴェス (*Juan Luis Vives*, 1492~1540) は 1523 年イギリスへ来て、ヘンリー八世の王妃キャサリンのもとで王女メアリアや貴族の娘たちの教育にたずさわった。ヘンリー八世の他の王妃たち、アン・ブーリンやキャサリン・パーもまた新しい学問を身につけた人たちであった。

ヘンリー八世は、学問への情熱をもちつづけていたので、とりわけ二女エリザベスに対しては期待をこめて教育が行われた。エリザベス女王は、当代有数の学者アスカム (*Roger Ascham*, 1515~1568) 等のような最高の教授陣にめぐまれ、一流のヒューマニストとなった。半世紀近く君臨した女王が、イングランドのルネサンス文化に演じた役割はきわめて大きかった。しかし、それ以上に、政治的・宗教的に複雑な問題をかかえていたこの国で、後世までも敬愛される女王としての生涯をおくりえたのは、まさにこのルネサンスの学問を身につけることによってえられた識見や判断力に負うところが多かった²⁷⁾。

注

- 1) 1967 年, *New Statesman Review* において J. ミッチェルが女性には継続的な歴史をもたない。あるのは状況だけだといったことに対して, M. ジョージが, 共感を示しつつも反論したことに端を発した。M. George: *One Women's "Situation," A Study of Mary Wollstonecraft, Urbana, Chicago, London, pp. v-viii.* (1970) この問題については, 水田珠枝「女性解放思想の歩み」に詳しい。岩波新書, 2-20頁 (1973)
- 2) チョーサーの時代 (1340~1400) から「イギリス社会史」を書きはじめたトレヴェリアンも, この時代にイングランド人は「はじめてはつきりした人種的文化的統一体として現われた」としている。G. M. Trevelyan: *Illustrated English Social History I, Penguin Books, p. 16.* 藤原浩・松浦高嶺訳「イギリス社会史 I」みすず書房, 5頁。
- 3) ストーンによれば, 16世紀初頭の最初のセンサスで, 全世帯の三分の一以上が住込みの使用人を含んでいた。L. Stone: *The Family, Sex and Marriage in England 1500~1800, Harper and Row, New York, pp. 27~28.* (1979)
- 4) *Ibid.*, p. 85. 以下ストーンに負う所が多い。
- 5) ストーンによれば, 1550 年には, 15才までに死ぬ割合は25パーセントであったが, それ以後上昇をつづけ, 17世紀半ばころには40パーセントになっている。 *ibid.*, p. 69.
- 6) *Trevelyan: op. cit.*, p. 132. 前掲訳書, 57頁。またトレヴェリアンは次のようにもいっている。この当時の地方の名家では「子供たちの結婚というものを, 一門の勢力拡大競技における点数計算棒で, この計算棒は貨幣や所領を手に入れたり, 有力な保護者の援助を獲得するのに役立つものだ, と考えていた。もしも祭壇にささげられることにきめられたいけにえが反抗すると, この謀反は— 少なくともそれが女性で, 自分の娘か被後見人であ

すでにのべたように, この時代を眺める際に留意しなければならないことは, 身分階層の厳然たる区分とともに, それぞれの間では全く異なった価値観や世界観が支配的であったということである。エリザベス女王を含めたこれらの女性たちはその身分のゆえに別格であり, 彼女たちが達しえた高い能力は, 天性の資質にもよっていたであろうが, また, その受けた教育の結果であったこともたしかであろう。

そしてその教育は, この時代をも含めて, ずっとのちの時代までつづくような, 女性のたしなみや才芸にかぎられなかったのである。教育において男女の別はないという立場で行われた上流社会の女性の教育は, ギリシア語, ラテン語, フランス語にイタリア語, 算術, 物理学, 天文学, 論理学, 修辞学などまさに多岐にわたっていたのである。このことは, 女子教育がその独自の領域としての, たしなみや才芸の域を出ないかぎり, 女性のあり方は変わらないことをも示唆するように思われる。むしろ, その教育における知的側面— 実は, それこそが男 (= 人間) の教育の内容でありえたもの— の教育とその位置づけの変遷が, 女性の地位と直接にかかわるものであることを改めて考えさせられるのである。

- る場合には——ほとんど信じられぬほどの蛮行を肉体に加えることによって鎮圧された。」
- 7) 但し、彼らの間では親類からの干渉がなかったかわり、コミュニティの隣人たちからのそれは大きかった。とりわけ村の開放耕地制度においては、家族の経済計画は全面的に集団のコントロールをうけていたのである。その上、家庭生活は私事にわたる細部まで、穿鑿と非難を浴びてかげりを生じ易かった。Stone: *op. cit.*, p. 92.
- 8) この取引は、結婚式と二人の肉体的結合によって確実なものとなるのであるが、17世紀以前には、まだそれに行われるまでのいろいろな方法があった。コモン・ローの支配したイングランドでは、証人の前での約束の交換は、将来の言葉による *per verba de futuro* ものであれ、現在の言葉による *per verba de praesenti* 約束であれ、法において有効な結婚とみなされた。Stone: *op. cit.*, pp. 30~31. および島津一郎「妻の地位と離婚法」有斐閣, 228頁。(1974)
- 9) ストーンはこの点に関し、きわめて示唆的である。Stone: *op. cit.*, p85~119.
- 10) ジェーン・オースティンやヴィクトリア朝文学者の時代になって、はじめて、恋愛によって相手を自由に選ぶところを結婚の基礎であるとする考え方が、上流社会にまでも認められるようになったのだ、とトレヴェリアンもいっている。そして、これが少しでも金銭ずくの取りきめとなれば、それは異例の、そして疑わしい結婚と考えられるようになったのである。
- 11) Trevelyan: *op. cit.*, pp. 132~138. 前掲訳書, 57~61頁。
- 12) この教父の言葉については、青山道夫「キリスト教の婚姻思想」講座「家族」第3巻, 弘文堂, 175頁。(1973) およびベーベル著, 伊東勉・土屋保男訳「婦人論」大月書店, 85~86頁。(1958)
- この時代の女性像をかたるときに、よく引合いに出されるのが「カンタベリ物語」に出てくるパースの女房の話である。性欲旺盛で5人の夫を次々ととりかえ、男の悪口を言い、常に男に支配権をふるおうとしている。女は悪魔でわるいものだという通念に対するチャーサーのひとつの答でもある。生活力の強靱な女性は、現実の生活の中で夫とどうかかっていたのか、夫と妻の関係はどちらが支配権をもつべきか、ということが当時の人びとの関心事であったことを思わせる。
- 13) そもそも恋愛が恥ずべきものなのである。チャーサーの描くトロイラスも、はじめは恋する者を嘲笑する。しかしクリセイデを見染めるや「絶命するのか」と見られるほどに恋い焦がれるのである。そのトロイラスの愛にクリセイデが尻ごみするのは、異性への愛をあからさまに示す男性を破廉恥とみたからでもある。また恋愛そのものが罪悪視されるので、二人が結ばれたのちもかたく秘密にされざるをえない。そして悲劇的に死んでゆくトロイラスの魂が、天上の完全な幸福の中で分別のない、かりそめの快樂を軽蔑するところで終わるのである。作者は最後に若い人びとによびかける。「現世の虚しさから古里にかへり………神の方へ心の眼をなげたまへ」と。G. チャーサー著, 菊田元司訳「恋のとりに——トロイラスとクリセイデ——」新月社, 310頁。(1948)
- 14) Trevelyan: *op. cit.*, pp. 142~3. 前掲訳書, 62~63頁。E. パウア著, 中森義宗・阿部素子共訳「中世の女たち」思索社, 67~70頁。(1977)
- 15) パウア, 前掲訳書, 91頁。
- 16) 母性保護だけでなく、男女を問わず職人たちの健康保持のために何らかの法令が出たり措置が講じられたりしたことはなかった。それはきわめて近代的な問題意識であって、この時代に関しては全くあてはまらない。
- 17) 小林巧「はたらく女性のあゆみ——イギリス婦人労働史の教えるもの——」, 白桃書房, 59頁。(1957) 第1章「ギルドと婦人」にこの問題をめぐって詳しく述べられている。
- 18) 「角笛と狩猟と鷹狩」にすぐれるように子弟を教育することこそ肝要だと強弁する者もあった。要するにブッキッシュな学芸に対しては軽侮が示されていたのである。越智武臣「近代英国の起源」ミネルヴァ書房, 361~2頁。(1966)
- 19) 梅根悟, 他「イギリス教育史1」講談社, 57~58頁。(1974)
- 20) J. Lawson and H. Silver: *A Social History of Education in England, London, pp. 111~112.* (1973)
- 21) N. Orme: *English Schools in the Middle Ages, London, p. 53.* (1973) パウアによれば、14世紀から15世紀の間に存在の確認される修道院のうち、30人以上在院者がいたのはわずか4, 20人から30人が8, 10人から

20人が36, 10人以下が63である。そしてその総数は1350年頃でも3500人にみたく、しかもそれは次第に減少していき、1534年には1900人に落ち込んだ、としている。前掲訳書, 140頁。

22) *Trevelyan: op. cit., pp. 144~150.* 前掲訳書, 64~65頁。E. パウア, 三好洋子訳「中世に生きる人々」105~110頁。パウアは, チョーサーの描いた女子修道院長, マダム・エグランティーンをとりあげて, 修道女たちの生活を展開してみせる。

23) 平均10人というのは高すぎる, という見方もある。*Lawson & Silver: op. cit., p. 65.* いずれにしろ, きわめて少数でしかなかったことはたしかである。従って, 女子修道院の俗人教育への貢献は, 全体からみると決して過大に評価はできない。

24) この教育のカリキュラムについては, 修道院ごとにちがっていて, 一概に論じることではできないようである。志村鏡一郎他「女子教育史」講談社, 23~24頁。(1977)

25) だから, 女の子の学校教育を論じるとき, 慎重で弁明的な調子にならざるをえなかった。「女の子の正規の教育を支持することは, 全ての社会的, 性的, 経済的な期待に公然と立ちむかうこと」だったからである。*D. Cressy: Education in Tudor and Stuart England, London, p. 106.*(1975)

26) しかし, それが一般には歓迎されるものでなかったことは, 彼女によるエラスムスの訳書(*Erasmus's treatises on the Paternoster of 1524*)にのせられた*R. Hyrde*の序文(1524)にも示されている。彼は, そこで, 女性がギリシアやラテンの書物を学ぶことが当をえたことなのか, また必要なのかという点が疑問視されていること, そして, それは有益でないばかりか極めて有害かつ危険だと断定する人さえいる, といっている。*Cressy: op. cit., p. 107.*

27) 「エリザベスの場合には, 現実世界の状況を把握し, なんらかの策を立てようとするさいに, ルネサンスの学問に打ちこむことによって得られた公正かつ穏健な考え方とか, 物の軽重を誤らない判断力とかが遺憾なく生かされていた, と考えられる」植村雅彦「エリザベスI世——文芸復興期の女王」教育社歴史新書, 19頁。(1981)

昭和58年3月31日受理